第８次静岡県保健医療計画の策定

第１回「静岡県保健医療計画策定作業部会」資料より

資料１

１　第７次静岡県保健医療計画（現行計画）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 計 画 期 間 | 平成27年度から平成29年度までの３年間。平成30年度からは６年間。 |
| ２次保健医療圏 | 入院医療の提供体制を確保するための一体の区域（県下８医療圏） |
| 基準病床数 | 病床整備の上限値療養病床及び一般病床　２８，６２３床（８圏域）精神病床　 　　　　　　 ６，１２８床（県全圏域）結核病床　　　 　　　　　　 １０３床（県全圏域）感染症病床　 　　　　　　　　 ４８床（県全圏域） |
| 医療連携体制の構築 | ７疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、喘息、肝炎、精神疾患）５事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））在宅医療（在宅医療の体制整備、在宅歯科医療の体制整備、薬局の役割、リハビリテーション） |
| 圏域別計画 | 医療資源や住民の健康状態等は圏域ごとに実状が異なることから、地域の状況に応じて、７疾病５事業及び在宅医療に関する圏域別の計画を策定。  |
| その他 | 団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた取組医療機関の機能分担と相互連携地域包括ケアシステムの構築　ほか |

２　第８次静岡県保健医療計画（次期計画）策定と2025年に向けたスケジュール

